

# 定住促進事業をご利用ください!!

町では、定住を促進するための各種支援制度を設けています。支援制度には一定の条件があります。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

総務課 ☎89-3330

## 町内産木材無償提供

町内に木造住宅を新築し、居住する場合、町有林の樹木を無償譲渡します。

まちづくり推進課 ☎89-3332

## 木造住宅建築の場合の助成最大100万円

町内に住宅を新築し居住する場合、建築費の一部を支援します。

## 住宅空き家改修の支援最大50万円

空き家情報バンク登録物件を購入した移住者、自宅を改修するUターン者、新婚定住者等が自宅を改修工事する場合に改修工事費の一部を支援します。

## 固定資産税5年間半額

住宅を新築又は取得された方を対象に住宅に係る固定資産税の2分の1相当額を5年間奨励金として交付します。

## NEW 空き家・空き店舗を活用し開業する場合 最大50万円

空き家や空き店舗を借りて開業する方に改修にかかる経費の一部を支援します。

## NEW 空き家(店舗)購入又は新築新規開業の場合の支援最大100万円

空き家や空き店舗を購入又は、店舗を新築し開業する場合に取得費等の一部を支援します。

## NEW 空き家所有者と移住者を受け入れる自治振興会にそれぞれ3万円

町への移住を希望している方に空き家を提供した空き家所有者と、移住希望者を積極的に受け入れる自治振興会を支援します。

## NEW 移住される方がCATVに加入される場合 5万円

神石高原町へ移住した方でCATVに新たに加入される方(基本6タイプのプラン)

## 新婚定住祝い金3万円の商品券

新婚の夫婦に「こうげん通貨」3万円相当額を支給します。

## 新婚さんの仲人さん10万円の商品券

新婚の夫婦の仲人に対して、「こうげん通貨」10万円相当額を支給します。

## 小学校入学祝い金

10万円(第1子) 20万円(第2子) 30万円(第3子)

小学校入学1年生の児童の保護者に祝い金を支給します。

福祉課 ☎89-3335

## 保育料半額(第3子以降)

### NEW 託児所利用料5,000円引き下げ

第3子以降の児童の保育料が半額、託児所利用料が5,000円引き下げになります。

環境衛生課 ☎89-3336

## 薪・ペレットストーブ購入最大10万円助成

〔申請期限 11月末(事後申請不可)〕

木質ペレットや薪ストーブ等を設置する費用の1/3(上限10万円)を補助します。

## 太陽熱温水器 5～10万円助成

〔申請期限 11月末(事後申請不可)〕

太陽熱温水器を住宅に設置する費用の1/5(上限、自然循環型5万円、強制循環型10万円)を補助します。

## 太陽光発電設備助成

☑太陽光発電のみ 1kw当り4万円(上限16万円)

☑太陽光発電+省エネルギー設備 1kw当り5万円(上限20万円)

### 【申請手続き】

- ①「補助事業予約申請書」の提出  
提出期限：7月31日(火)
- ②申込者に申請案内  
※予算の範囲内において①の提出順に案内します。
- ③「補助金交付申請書」の提出【郵送不可】  
工事着手の10日前までに申請のこと。  
※指令前着手は補助対象外です。

## 雨水利用タンク設備助成

〔申請期限 11月末(事後申請不可)〕

雨水を有効利用するための設備費用の1/2(上限3万円)を助成します。

産業課 ☎89-3337

## NEW 店舗のリニューアル最大50万円

現在、町内で営業している店舗のリニューアル費用を助成します。



町では、「人と自然が輝く高原のまち」をめざし、個性と創造に満ちたまちづくりのために行う事業を支援しています。  
地域活性化のためにぜひご利用ください。

# 「ふるさと」事業 「自治振興会集会所建築補助金」について

してください。

## 「神石高原町自治振興会集会所 建築補助金」

### ●事業内容

○集会所の設置または既存の集会所の改修

- 助成金額  
対象事業費の50%  
上限 新築の場合 300万円  
改修の場合 100万円
- 対象とならないもの  
・改修費が20万円未満  
・指定管理施設 など

### ●申請方法・申請時期

平成24年12月末日まで随時受け付けていますので、各支所町民課(三和地区は本庁まちづくり推進課)までお問い合わせください。

※本庁まちづくり推進課、支所町民課又は町ホームページにある応募要領をご覧のうえ、所定の様式に必要事項を記入し、提出してください。

### ●お問い合わせ先

まちづくり推進課  
☎89・3332

「神石高原町ふるさとふれあい事業」  
●事業内容  
地域コミュニティ育成事業  
○町内の団体等が、まちづくり、人づくりのために行う事業に助成  
○地域イベント、交流事業、事業費100万円以内のハード事業など  
・助成金額・対象事業費の原則8割以内  
学習活動支援事業  
○町内の団体等が行うまちづくり等学習会、研修会等の開催に助成  
・助成対象・必要経費のうち講師及び指導者の謝金及び旅費(宿泊費を含む)  
・助成金額・1件10万円以内  
●選考方法  
審査会の審査により、助成金の交付を決定します。  
町内4地区において、申請状況により毎月中旬に開催予定です。詳しくは各支所町民課(三和地区は本庁まちづくり推進課)までお問い合わせ

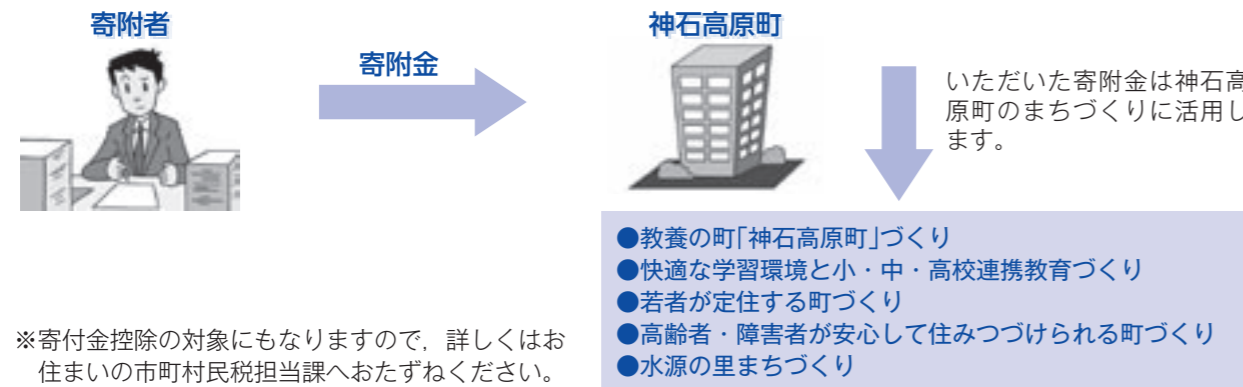
## 「がんばる神石高原町ふるさと応援寄付金」をご存じですか？

本町では「がんばる神石高原町ふるさと応援条例」を制定しています。町外の知人や友人に声をかけていただき、是非神石高原町のファンになってもらってください。

### ◎制度の内容

この制度は、「ふるさと」に対し、貢献または支援したいという納税者の思いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金税制を見直し、地方公共団体に対する寄附金の一部を所得税と合わせて控除するというものです。

また、寄附金は、出身地に限らず、全都道府県・市町村から自由に選ぶことができ、「故郷への恩返し」という面と、「好きな地域を支援する」という側面を持っています。



※寄附金控除の対象にもなりますので、詳しくはお住まいの市町村住民税担当課へおたずねください。

神石高原町からのお礼「ふるさと納税」により10,000円以上寄附をしていただいた方には、神石高原町の豊かな自然が育んだふるさと産品をお贈りいたします。

お問い合わせ先：まちづくり推進課 ☎89-3332